

サービス付き高齢者向け住宅申告書

年 月 日

富 田 林 市 長 様

納税義務者

住 所 富田林市常盤町〇番〇号

(フリガナ) トンダバヤシ タロウ

氏 名 富田林 太郎

(電話番号 0721-25-1000)

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

富田林市税条例附則第 7 条の 2 の 2 第 5 項の規定により下記のとおり申告します。

家 屋 の 明 細			
所在地 富田林市 常盤町〇〇番地			
所 有 者	富田林 太郎	家屋番号	〇〇番
種 類	居宅	構 造	〇〇造〇〇葺〇階建
床 面 積	併用住宅の場合は居住の用に供する部分 〇〇〇. 〇〇㎡ 〇〇〇. 〇〇㎡		
建築年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	備考 (受付印)	
登記年月日	令和〇〇年〇月〇〇日		
戸 数	〇戸		
新築された日の翌年 1 月 3 1 日までに申告してください。 この期間経過後に申告する場合には、期間内に提出できなかった理由 ① 減額制度を知ったのが遅かったため ② その他()			

《添付書類》(写しの提出により原本還付可能です。)

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録通知書
(高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類)
- ② 補助金交付決定通知書
(当該貸家住宅の建設に要する費用について補助を受けている旨を証する書類)
- ③ 各階の平面図
- ④ 耐火建築物であることの証明書

《減額対象家屋》

(裏面)

次の要件をすべて満たす住宅が対象です。

- ア 登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅であること。
- イ 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築されたものであること。
- ウ 耐火建築物（主要構造部を耐火又は準耐火構造とした建築物）であること。
- エ 当該住宅の建設に要する費用について、国の補助を受けているものであること。
- オ 住戸の戸数が10戸以上であること。
- カ 住居として貸家の用に供する部分の床面積が、当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積全体の2分の1以上であること。
- キ 一戸当たりの床面積が30㎡以上160㎡以下であること。

ただし、併用住宅の場合は人の居住の用に供する床面積とし、共同住宅等の場合は、共用部分を独立的に区画された各部分の床面積により配分して、それぞれの床面積に算入します。

《減額される範囲》

1戸当たり120㎡までの固定資産税額が対象です。都市計画税は減額されません。

《減額される額》

固定資産税額の3分の2が減額されます。

《減額期間》

新築から5年度分まで減額されます。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113～116 FAX. 0721-20-2012